

大野市国民健康保険税条例の一部改正について

課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し

【改正の内容】

(1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 58万円

〈改正後〉

課税限度額 61万円

(2) 低所得者の国民健康保険税の軽減措置（5割軽減・2割軽減）の判定所得基準額の引き上げ

◇5割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

◇2割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

〈改正後〉

基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※ただし、この見直しについては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布され次第、3月末に専決処分し6月議会に上程する予定。